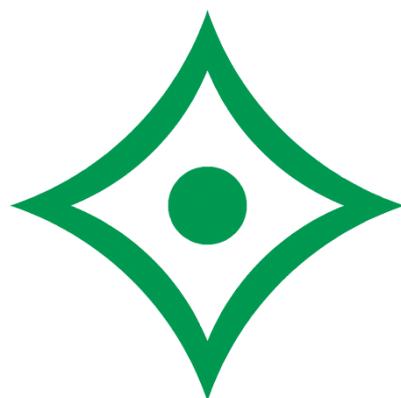


吉見町教育大綱



令和4年3月

吉見町

1 はじめに

教育大綱（以下「大綱」という。）は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、地方公共団体の首長が定めることとされています。

吉見町では、前大綱の期間が令和3年度までであったことから、改めて町長と教育委員会で構成する吉見町総合教育会議において協議し、令和4年度からの新しい大綱を策定いたしました。

今後、この新たな大綱に基づき、本町の教育行政を行います。

2 根拠法令

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3に基づき策定します。

3 大綱の計画期間

本大綱の計画期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間を対象期間とします。これは、令和3年度から開始された「第六次吉見町総合振興計画・前期基本計画（令和3年度～令和7年度）」との整合性を図るものです。

なお、社会情勢の変化等に応じて必要と認めるときは、適宜、見直しを行うこととします。

計画期間 令和4年度～令和7年度

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
第3期教育振興基本計画（文科省）				第4期					
第3期埼玉県教育振興基本計画				第4期					
第五次・後期			第六次吉見町総合振興計画・前期基本計画				第六次・後期		
第2次			第3次吉見町教育大綱						

4 大綱の位置づけ

本大綱は、第六次吉見町総合振興計画における町の将来像、「未来へつなぐ みんなで 安心して暮らせるまち よしみ —20年先への種まき—」の実現に向け、その一翼を担う教育行政の指針を示すものとなります。

具体的には、第六次吉見町総合振興計画のライフステージ別目標になっている「吉見で学びたい」と思えるまちがめざす姿、「子どもたちが夢の実現に向けて充実した学校生活を送っている」「いつでも、どこでも、誰でも、様々な学びができ、活躍している」を目標に、「学校教育」、「地域を学ぶ・地域で学ぶ」、「学びやスポーツの「場」」、「生涯学習活動」などでの取り組みを通して、子どもから高齢者までが「学びたい」と思えるまちを目指すこととしており、これらを踏まえ、本町の教育行政の基本的な考え方として基本理念を掲げます。

5 大綱に基づく施策の実施

本大綱に掲げる基本理念の達成に向け、次の4つの基本目標を掲げ、事業を実施します。

- I 学校教育の充実と自立する力の育成
- II 豊かな心と健やかな体の育成
- III 家庭・地域の教育力の向上
- IV 生涯学習とスポーツの推進

基本理念

「学びたいと思えるまちづくり」

の実現に向けて

《めざす姿》

子どもたちが夢の実現に向けて充実した学校生活を送っている

いつでも、どこでも、誰でも、様々な学びができ、活躍している

子どもたちが心に描く将来への夢や希望の実現に向けて、安心して学習できる環境整備を図るとともに、子どもたち一人ひとりの個性を大切にするため、学校現場の指導力向上に加えて、学校・家庭・地域が連携し、充実した学校生活を送れる環境づくりに努めます。

また、すべての町民が生きがいを持って、充実した心豊かな生活を送るため、町民だれもが、いつでもどこでも学びたいときに学べる場や機会の確保を図り、生涯を通じて、文化、芸術、歴史や伝統にふれ、スポーツに親しむ機会をもち、学習活動に取り組むことができる環境整備に努め、本町の教育行政を推進します。

◎基本目標

I 学校教育の充実と自立する力の育成

「次代を担う人づくり」の実現に向け、学校教育の充実や教育環境の整備を図るとともに、子どもたちが、時代の変化に対応し社会を生き抜く力を育むため、基礎学力や論理的思考力、問題解決力など、確かな学力を身に付けさせる教育を推進します。

また、キャリア教育や幼児教育、特別支援教育を推進し、子どもたちが自立して生きていくための基礎となる力を育みます。さらに、保育園・幼稚園と学校とが連携して、子どもたちが環境の変化に対応した学校生活を送れる環境づくりに努めるとともに、子どもたちの安全安心の確保のため、学校・家庭・地域が連携した学校安全体制の整備を図ります。

II 豊かな心と健やかな体の育成

子どもたちの豊かな心を育てるため、読書活動、あいさつ運動、体験活動の充実や道徳教育の推進を図るほか、教育相談体制を充実させ、関係機関と連携していじめや不登校等の未然防止に努めます。さらに、だれもが安心して心豊かに過ごせる学校づくりを推進するとともに、様々な人権問題の解決を目指し、学校、家庭及び地域社会を通じて、幼児、児童生徒をはじめ広く町民に人権尊重の精神を培う人権教育に取り組みます。

また、健康の保持増進や体力の向上などにより健やかな体を育成します。

さらに、安全教育を通して子どもたちが事故や事件を予見し、対応する能力を育成します。

学校給食については、地場産の食材を活用して食育を推進します。

Ⅲ 家庭・地域の教育力の向上

学校・家庭・地域が連携して、家庭教育の充実を図り、学力の向上に努めるとともに、基本的な生活習慣や倫理観、自制心や自律心などを身に付けさせることができる家庭づくりを支援し、各種事業をとおして家庭・地域の教育力の向上を図ります。

また、学校と家庭・地域が連携した子どもたちの見守り活動を推進します。

Ⅳ 生涯学習とスポーツの推進

町民一人ひとりが生きがいを持って、充実した心豊かな生活を送るため、多様な学びの場やさまざまな学習機会を提供し、生涯にわたって学びたいと思えるまちづくりに努めます。

また、本町の歴史・伝統文化の保全・整備・活用を推進するとともに、町民が生涯を通じて気軽に文化・芸術やスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、交流し、健康増進や体力の向上ができるよう、文化・スポーツ活動の振興に努めます。

さらに、様々な町民ニーズに対応した文化・スポーツ活動ができるよう、図書交流館をはじめとした生涯学習施設の有効活用及び利便性の向上を図るため、適正な維持管理を行うとともに利用促進に努めます。